

宿泊約款



第1条(適用範囲)

- 当館(当ホテル)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館(当ホテル)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

- 当館(当ホテル)に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当館(当ホテル)に申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - その他当館(当ホテル)が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館(当ホテル)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当館(当ホテル)が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館(当ホテル)が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館(当ホテル)が定める申込金を、当館(当ホテル)が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当館(当ホテル)が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館(当ホテル)がその旨を宿泊客に告知した場合に限りす。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 前条第2項の規定にかかわらず、当館(当ホテル)は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館(当ホテル)が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 当館(当ホテル)は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 宿泊の申込みが、この約款に反するとき。
 - 満室により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 当館(当ホテル)若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(群馬県旅館業法施行条例第16条)
 - 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者又はその他反社会的勢力の関係者と認められるとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は、当館(当ホテル)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館(当ホテル)は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館(当ホテル)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館(当ホテル)が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館(当ホテル)が宿泊客に告知したときに限ります。
- 当館(当ホテル)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当館(当ホテル)の契約解除権)

- 当館(当ホテル)は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 当館(当ホテル)若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする方が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(群馬県旅館業法施行条例第16条)
 - 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者と認められるとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他、当館(当ホテル)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 当館(当ホテル)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきます。

第8条(宿泊の登録)

- 宿泊客は、宿泊日当日、当館(当ホテル)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当館(当ホテル)が必要と認める事項
- 日本国内に住所を有しない外国人にあってはパスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示し、当館(当ホテル)の承認を得ていただきます。

第9条(客室の使用時間)

- 宿泊客が当館(当ホテル)の客室を使用できる時間は、到着日の午後3時から出発日の翌朝の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当館(当ホテル)は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 超過3時間までは、室料金の30%
 - 超過6時間までは、室料金の60%
 - 超過6時間以上は、室料金の100%

第10条(利用規則の遵守)

- 宿泊客は、当館(当ホテル)内においては、当館(当ホテル)が定めて館内(当ホテル)に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条(営業時間)

- 当館(当ホテル)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しく営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
 - フロント・キャッシャー等サービス時間：
門限 午前0時
フロントサービス 午前7時から午後10時
 - 飲食等その他施設サービス時間：
サービスディレクトリーをご参照ください。
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条(料金の支払い)

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 当館の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館(当ホテル)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館(当ホテル)が請求した時、フロントにおいて行っていたります。
- 当館(当ホテル)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条(当館(当ホテル)の責任)

- 当館(当ホテル)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館(当ホテル)の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当館(当ホテル)は万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 当館(当ホテル)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当館(当ホテル)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館(当ホテル)の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条(寄託物等の取扱い)

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館(当ホテル)は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館(当ホテル)がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館(当ホテル)は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、当館(当ホテル)内に所持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館(当ホテル)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館(当ホテル)はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては当館(当ホテル)に故意又は重大な過失があった場合を除き、15万円を限度として当館(当ホテル)はその損害を賠償します。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当館(当ホテル)に到着した場合は、その到着前に当館(当ホテル)が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館(当ホテル)に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館(当ホテル)は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館(当ホテル)の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

第17条(駐車場の責任)

- 宿泊客が当館(当ホテル)の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館(当ホテル)は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館(当ホテル)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条(宿泊客の責任)

- 宿泊客の故意又は過失により当館(当ホテル)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館(当ホテル)に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条(支配する国語)

- 本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語と英文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語によるものとします。

第20条(裁判管轄及び準拠法)

- 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については専ら当館(当ホテル)の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③飲料及びその他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

備考:税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約 申込人数	契約解除の通知 を受けた日													
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	15日前	30日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%									
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%								
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%				
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%		

(注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を受取します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお預けた場合にはその受付日)における宿泊人数の10%(短縮があった場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきます。

野口雨情ゆかりの宿

Ryokan in connection
with the poet "Ujiyo Noguchi"

伊香保温泉
創業明治元年
森秋